



田村市告示第69号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195条）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成23年9月28日

田村市長 冨塚 有 暁



編入する字名	編入される区域
常葉町新田作字笹内	常葉町新田作字山口 2 2 9 の 5
常葉町新田作字山口	常葉町新田作字湯舟 4 0 の 1、4 3 の 1、4 3 の 4 に隣接する道路、水路である公有地の全部
常葉町新田作字高田	常葉町新田作字湯舟 2 0 3 の 2
常葉町新田作字湯舟	常葉町新田作字湯舟 1 9 4 の 1、1 9 4 の 2 に隣接する常葉町新田作字高田の道路である公有地の一部 常葉町新田作字猫内 2 6 の一部、2 7 の 1 の一部、2 9 の 1 の一部、4 1 の 1 の一部、4 4 の 1、4 5 の 1、4 6、 ^{4 8} 4 9 の 1、5 0、5 1 の 1、5 1 の 2 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに 5 2 に隣接する水路である公有地の全部
常葉町新田作字五味田	常葉町新田作字遠東 4 8 の 1 の一部、8 2 の 1 の一部、8 6 の 1 の一部、1 1 4 の 7 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部 常葉町新田作字仲川 8 の 1、8 の 2、8 の 6、9 の 1、1 0、1 1 の 2、1 1 の 6、1 1 の 9 に隣接する水路である公有地の全部並びに常葉町新田作字五味田 1 7 の 2、1 8 の 2、3 5 の 1、3 5 の 2、3 7 の 2 に隣接する常葉町新田作字仲川の水路である公有地の一部 常葉町新田作字折越 1 5 6 の 1 の一部、1 5 6 の 6 の一部、1 5 8 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに常葉町新田作字五味田 1 3、1 4、1 6 の 2 に隣接する常葉町新田作字折越の水路である公有地の一部

編入する字名	編入される区域
常葉町新田作字猫内	<p>常葉町新田作字湯舟 246 の 2、251 の 2</p> <p>常葉町新田作字猫内 1 の 1 に隣接する常葉町新田作字仲川の水路である公有地の全部</p>
常葉町新田作字仲川	<p>常葉町新田作字猫内 1 の 1 の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> <p>常葉町新田作字折越 247 の一部、249 の 3 の一部</p>
常葉町新田作字折越	<p>常葉町新田作字五味田 1、1 の 2、2 から 4 まで、5 の一部、6 の一部、10 の 2 の一部、118 の 2、119 の 2、120 の 2、121 の 2、122 の 5、122 の 6 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに 117、118 の 1、144 に隣接する道路、水路である公有地の全部</p> <p>常葉町新田作字割石作 25、26、27 の一部、81 の 1 の一部、82 の一部、83 の一部、84 の 1、84 の 2 の一部、85 の 1、88、90 の 1、91 の 1、91 の 3、99 及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p> <p>常葉町常葉字炭焼野 54 の 2 の一部</p>
常葉町新田作字割石作	常葉町常葉字坂ノ下 221 の 3
常葉町常葉字炭焼野	<p>常葉町新田作字割石作 27 の一部、66 の 1、68 の 1、69、71 の 1、73、75、76 の 2、81 の 1 の一部、81 の 2、82 の一部、83 の一部、84 の 2 の一部、119 の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p>
常葉町常葉字坂ノ下	常葉町常葉字炭焼野 23 の 1、26 の 1、26 の 6 及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部